歯科技工所休止・再開・廃止届出について

歯科技工所を休止・廃止・再開したときは、休止・廃止・再開の日から10日以内に、保健所長宛に届出書を２部提出してください。提出のうち、１部を控えとして申請者に交付しますので、大切に保管してください。

　　添付が必要な書類はありません。

ただし、休止・再開・廃止後１０日を経過しているときは、「遅延理由書」を添付してください。

様式３

歯科技工所（休止・再開・廃止）届出

令和　　年　　月　　日

（あて先）姫路市保健所長

開設者住所

　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

ＴＥＬ（　　　　　）　　　－

ＦＡＸ（　　　　　）　　　－

次のとおり歯科技工所を（休止・再開・廃止）したので、歯科技工士法第21条第２項に基づき、届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 歯科技工所の名称 | （ふりがな） |
| ２ 歯科技工所の所在地 | 〒  ＴＥＬ（　　　）　　　－  ＦＡＸ（　　　）　　　－ |
| ３ 休止、廃止又は再開年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| ４ 休止、廃止の理由　※１ |  |
| ５ 再開見込時期　※２ | 令和　　　年　　　月　　　日 |

※注）　１　休止、廃止の場合のみ記載。

　　　　２　休止の場合のみ記載。